

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）  
分担研究報告書

民泊衛生管理手法に関するパンフレット試案（2019年度版）の作成と配布

研究協力者 大崎元 一級建築士事務所建築工房匠屋取締役

研究代表者 阪東美智子 国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官

研究要旨

新型コロナウイルス感染問題の発生を受けて、民泊でも衛生管理の重要性への認識が高まっており、本研究でも、先行して試案としての衛生管理手法パンフレットを作成し、各保健所に配布した。次年度において、衛生管理手法の対象や課題、提示方法などの意見を集約して、より効果的な手法イメージを探る。

試案パンフレットは、「知ること：外から公衆衛生情報を得る手がかり」「自身で行うこと：衛生行動様式につながる手法」「環境を守ること：衛生環境形成にかかわる技法」「医療につながること：地域資源につながる方法」を枠組みとして想定し、行動様式と環境形成、緊急対応を「感染予防の習慣」「健康チェック」「衛生環境の維持」「医療受診の手順」の4ステップにまとめた。

試案の評価や課題抽出は次年度の課題となるが、事前に現場との意見交換などで課題として考察された事項としては、情報提供の多様化と双方向性の確保、空間的設備的な衛生管理技法を確立する必要性、感染発現など緊急時における詳細で身近な対応方法とそのルートの確保、などがある。特に、換気確保を含めて清掃法に代表される空間的設備的な衛生管理技法については、ホスト、ゲスト双方での役割分担や具体的に自分たちで実施できる手法の手順を示す必要がある。できるだけ多くの民泊の具体的な場面を想定して、空間的設備的な衛生管理の課題を抽出し、衛生管理手法の目標イメージを示していくことが次年度の課題の一つとなる。

A. 研究目的

新型コロナウイルス感染問題の発生を受けて多くの民泊が営業自粛を余儀なくされ、現場では公衆衛生の問題が直接、宿泊業を強く限定するという事実が認識された。衛生管理手法を周知させる面からは、こうした認識の高まりが重要であることは従来から指摘されており、当初は研究の最終年度後半に用意してモニタリングをおこなう予定の民泊衛生管理手法パン

フレットを、試案その1として今年度に取り組みこととした。その目的は衛生管理手法の確認と普及における課題抽出であり、研究の実践的方法の一つとして以下に示す民泊衛生管理パンフレット（試案）を作成し、各保健所に配布した。

今回は新型コロナウイルス感染対策を想定してその基本対策概念を援用しつつ、飛沫感染と接触感染を主な対象として、衛生管理技法の

基本をパンフレットにまとめる。当面はこのパンフレットを各保健所に提供し、そこでの内容上の課題、普及のための課題、基本的な衛生管理技法の向上につなげるための課題などを探る。

民泊事業を対象とした衛生管理手法では、その課題も感染症対策だけでなく日常的な事故疾病につながる空間課題、設備課題、環境課題や問題が生じたときの対応方法など、非常に多岐にわたる。今回のパンフレット試案による課題抽出は、そうした多様な課題を実際の民泊現場にどのようにつなげていくのかを検討する一つの材料と考える。

## B. 研究方法

宿泊業の現場での活用を想定しつつ、これまでに収集していた公共あるいは公的法人等の衛生管理啓発のための資料を参考に、厚生労働省、内閣府などで順次示されてきた衛生管理と感染症対策、感染後の対応などについての資料を参考にした。その他、民間企業の衛生啓発資料も参考としている。

また、パンフレット試案作成にあたっては、事前に東京都墨田区での地域まちづくり団体と民泊参入者との意見交流会、同じく墨田区保健衛生担当へのヒアリングなど、以下の現地調査において把握した課題や要望も勘案して取り入れている。そこでは衛生管理に積極的なホスト側、現場を知る行政側からの知見などを得ることができた。

- ① 2019年11月8日 14時～ 東京都墨田区生活衛生課でのヒアリング
- ② 2020年2月19日 19時～ 一寺言問を防災のまちにする会「民泊懇談会」：東京都墨田区一寺言問集会所

パンフレットは当面の新型コロナウイルス対策に供するというよりも、今後も多岐にわた

って出現する可能性のある公衆衛生上の課題に対して、最も基本的な方策の枠組みを探ることにつながるものでなければならない。また、現場で日常的に見てもらえること、自分たちで対応できる内容であること、すぐに対処できるものであること、地域資源や公的機関につながるルートを示すことなどを目的に、必要不可欠な事項を要約して伝える必要がある。そのためたたき台になるように8ページのパンフレットに集約して試案として作成した。

配布対象は各保健所とし、送付後に保健所からの情報提供や保健所へのヒアリングを通じて、衛生管理技法に求められる課題や普及方法についての意見を得ることを目的として、今年度はパンフレット作成と配布をおこなう。各保健所は新型コロナウイルス対策で多忙なため、ヒアリング等は次年度におこなうが、一部、意見などの報告を受けているものもある。

あわせて、新型コロナウイルス感染問題による宿泊業の困窮経験から、衛生管理の確保が民泊運営の必要条件であるという認識が現場サイドでも高まっている。そこで、次年度には民泊を運営する経営者、管理業者などの現場事業者にも当パンフレットを提示し、衛生管理に関するより現場に即応した衛生管理課題ニーズを抽出する。

なお、パンフレットの図版などは厚生労働省掲載のものを除いて研究班側で作図した。

## C. 研究結果

### (1) パンフレットの全体構成

衛生管理技法の普及についてはどのような枠組みで構成すればよいのかについての定番があるわけではない。試案として、「知ること：外から公衆衛生情報を得る手がかり」「自身で行うこと：衛生行動様式につながる手法」「環境を守ること：衛生環境形成にかかわる技法」

「医療につながること:地域資源につながる方法」を枠組みとして想定した。

活ユーザー像としては、民泊事業者（ホスト）と利用者（ゲスト）の双方を想定した。現状の民泊では家主滞在型、家主不在型の双方があり、一定期間宿泊する間にその民泊の衛生管理をだれが担うのかという問題は不明確なままである。家主がどこまで管理するのか、利用者がどこまで自分でやるのかといったことは民泊ごとに様々に異なる。また、衛生管理に関しても専門業者に委託しているところは少なく、自分たちでできることは何かを知ってもらうことは極めて重要といえる。そこで、対象をホストとゲストの2つに対象区分し、その一方に重心がある衛生管理方法、両方にかかわる衛生管理技法を緩やかに分けながら、よりイメージしやすいものにするのを心掛けた。

また、読み手を想定して、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）の4言語を用意した。多国籍な訪日外国人のうち、特に民泊の利用者数が多い国籍のゲストが利用する言語であるとともに、ホストとして民泊を経営している人のうちでも、日本語、英語、韓国語、中国語を母国語あるいは読み取り可能な言語とする運営者、経営者、管理者などが多いことにもよる。今回のパンフレットでもなるべくホスト、ゲストが孤立しないように、緊急時の情報入手方法を多く示した。

以下、各項目ごとに詳述する。なお、説明は日本語版によるが、4言語でのフルスケール版型印刷原稿を最後に提示する。

## （2）個別の枠組み

パンフレット試案は、「民泊だからこそ 感染症に負けないように 備えよう」というタイトルで、厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）によるものと

した（図1）。

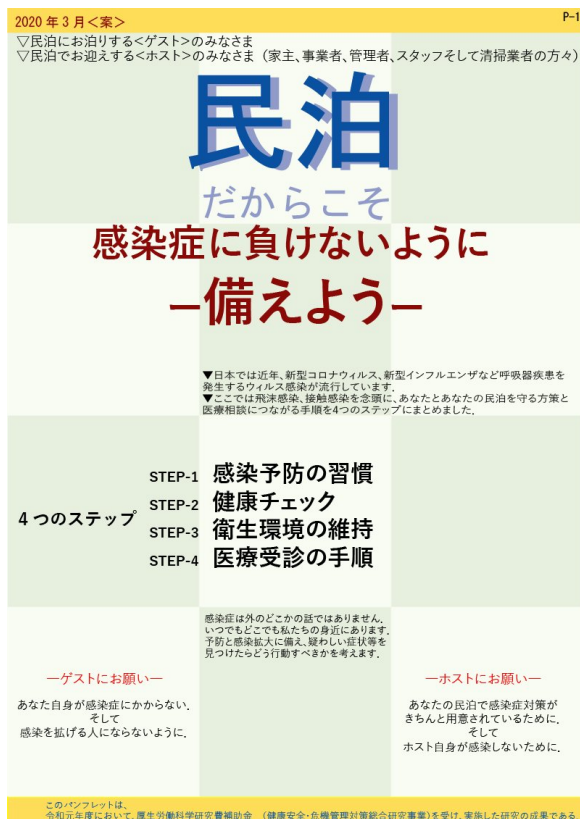


図1 パンフレット試案（P-1）表紙

民泊に宿泊する「ゲスト」と「ホスト」（家主、事業者、管理者、スタッフそして清掃業者の方々）を対象者に想定し、衛生管理技法の分担をある程度まで仮定した。ただし、パンフレットに示す項目は基本的な事項が中心であることとともに、家主不在のなかで一定期間滞在するゲストも多いことから、ホストがおこなう衛生管理はゲストだけでもおこなう必要がある。そのため、ここではホストとゲストとの間に明確な役割分担を示し切れていない。

（3）「知ること：外から公衆衛生情報を得る手がかり」の内容

パンフレットでは、感染症についての認識の入口を「知ってください」で示す。正しく知ることが感染症対策とそれ以前の衛生管理にとって基本的な事項ではあるが、感染症について

の知見は膨大であるとともに、新型コロナウイルスのように新しい課題に対しては未確認のものも多く、正しい情報を提供することはきわめて難しい。民泊事業者からも、感染症情報HPなどの一方向情報提供だけでなく、保健所などとの双方向情報交流が必要であるとの意見をj得ている。

STEP-0 知ってください P-2

知ってください

▼感染症についてはまだまだわかっていないことがたくさんあり、ワクチンなどの治療法がまだ開発されていない感染症もあります。▼日々更新される情報をつかみ、常にやるべきことを正しく知って、ウイルスをできるかぎり遠ざけることが「予防」の基本になります。

感染症は一年を通じて

電子顕微鏡像 (左) インフルエンザウイルス (右) 新型コロナウイルス

出典：NIID 国立感染症研究所

日本での主なウイルス感染症流行時期

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
インフルエンザ												
ノロウイルス感染症												
ヘルペシナ												
手足口病												
ロタウイルス感染症												
細菌性腸炎(ブドウ菌)												

主な感染経路

- 飛沫感染
- 経口感染
- 接触感染、接触感染、飛沫感染
- 接触感染、飛沫感染
- 糞口経路、空気感染
- 飛沫感染、接触感染

たとえば、

新型コロナウイルスに罹患したときの症状は？

37.5度以上の発熱やせきや喉痛が特徴です。武漢市での患者の主要な症状は発熱やせき、筋肉痛などでした。発症後しばらくは症状が軽いですが、約1週間後から悪化して入院する例が多かったようです。潜伏期間は長く14日程度との見方が有力です。無症状の感染者が見つかったとの報告もあり、自覚のないまま多くの人に接点感染を広げる恐れがあります。

【飛沫感染】

咳やくしゃみをしたときにウイルスを含む飛沫や飛沫核を鼻や口から吸い込む、目などの粘膜などに付着することによって、体内にウイルスを入れてしまいます。

飛沫は2m飛散すると考えられています。また、ウイルスは乾燥中に放出された後も一定時間は感染力を持ち続ける、と考えられています。

空気がよんだり、ほこりがざっと落ちて、空気がよくなることも感染する可能性があります。

【接触感染】

ウイルスを含む飛沫や手の跡などが付着しているドアノブ、スイッチ、手すりなどに触った手や顔から、口や鼻、目などの粘膜を触って間接的に感染します。人は悪いのほか手で顔を触ります。

感染はどのようにして？

【飛沫感染】

【接触感染】

このパンフレットでは、主に、インフルエンザウイルスや、新型コロナウイルスを念頭に、飛沫感染と接触感染の予防について考えていきます。

【詳細情報は】厚生労働省 感染症情報 (言語切替) 日本語-English-中文(簡体字)-中文(繁体字)-한국어  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_jiyuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiyuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

図2 パンフレット試案 (P-2) 「知ってください」

- それに続いて、個別の衛生管理技法を「4つのステップ」として、段階づけて提示した。
- STEP-1 感染予防の習慣
  - STEP-2 健康チェック
  - STEP-3 衛生環境の維持
  - STEP-4 医療受診の手順

4つのSTEP

▽民泊は一つの家です。そこでゲスト同士、ゲストとホストなどが一つの空間を共有することになります。P-3  
 ▼だからこそ、ホストもゲストもみんな一緒に、日常的に取り組むことは以下の4つのステップです。

STEP-1 「感染予防の習慣」

① 手洗い  
 ② 手指の消毒  
 ③ うがい  
 ④ 咳エチケット  
 ⑤ 換気

手洗い

手指の消毒

手洗いのあとは手指の消毒もアルコール消毒でウイルス殺菌

STEP-2 「健康チェック」

⑥ 検温  
 ⑦ チェックシート

検温

チェックシート

STEP-3 「衛生環境の維持」

⑧ 清潔の維持

清潔の維持

STEP-4 「医療受診の手順」

⑨ 医療につなぐ

医療につなぐ

いつもの感染予防対策をわすれない

せっけん液でこまめに手洗いを手についたウイルスを洗い流す

手洗いのあとは手指の消毒もアルコール消毒でウイルス殺菌

日常的にうがいを習慣づけよう喉についたウイルスを洗い流す

咳やくしゃみはマスクを着けて他の人への飛沫感染を防ぐにも

いつも空気を入れ替えて清潔に窓を開けたり24時間換気も有効

自分の健康状態を知って人に伝える

からだの状態を知る基本が体温38℃以上の熱があったら医療に

からだの状態をいつも意識してからだの状態を正しく伝えよう

感染症が発生したときの清掃方法を知ってだんの管理に生かす

いつでも室内を清潔に保つこと感染予防方法は日常の目安にも

いざという時に、どこにどのような手順で相談、受診すればよいのか

△新型コロナウイルスでは院内感染も報告されています。ゲストもホストもみんな「感染予防の習慣」と「健康のチェック」を。

図3 パンフレット試案 (P-3) 4つのSTEP

(4) 「自身で行うこと：衛生行動様式につながる手法」の内容

①STEP-1 感染予防の習慣

感染症の流行や感染の有無にかかわらず、日常的に予防するための方策であり、「手洗い」「手指の消毒」「うがい」「咳エチケット」と「換気」を取り上げた。

これらはパンフレット作成後も新型コロナウイルス対策を通じて広く周知されるようになっており、その重要性も理解されている。主にゲストに向けてのものであり、多国籍のゲストにも理解しやすい表現などの工夫があれば、衛生管理技法として確立できると考えられる。

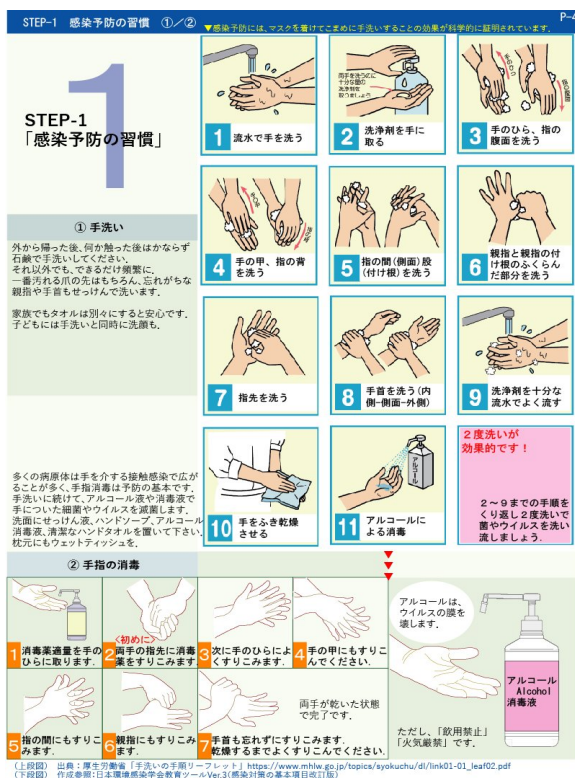


図4 パンフレット試案 (P-4) STEP-1「感染予防の習慣」その1

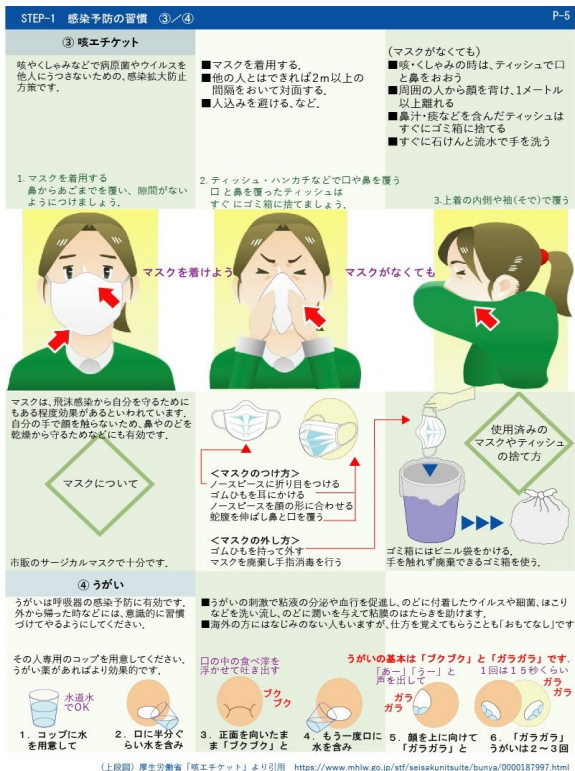


図5 パンフレット試案 (P-5) STEP-1「感染予防の習慣」その2

②STEP-2 健康チェック

「もしかしたら感染しているのでは？」という状態は、不安の昂進と正常性バイアスの強化など、災害時とも同じような様相を示すと考えられる。ゲストにとっては相談できる相手がない中で平常と非常の間に取り残されること、ホストにとっては感染蔓延も視野に入れなければならない状態に取り置かれることになる。その先に向けての対応の方向性を示すことが大切となる。ここではウイルス感染を想定して、「検温」を確実にすること、自身の状態を客観的に把握するとともに医療機関などに素早く自身の状態を知らせるための基本方策として、「チェックシート」の活用をとり挙げた。ただし、「健康チェック」は医療機関へのつながりとして多言語対応のチェックシートがいくつか出されており、それを利用してもらうこととした。



図6 パンフレット試案 (P-6) STEP-1「感染予防の習慣」その3 +STEP-2「健康チェック」

SNSなどに不慣れな場合、家主不在などでチェックシートがプリントアウトしにくいなど、様々な障害も想定される。より手に取りやすい手法が求められる。

(5)「環境を守ること：衛生環境形成にかかわる技法」の内容

STEP-3 衛生環境の維持

特に、「たぶん大丈夫」といった正常性バイアスに陥らないために、感染症とその対策をイメージしてもらってからの日常的な衛生環境の維持の重要性を示す必要がある。さらに、旅館業であれば主にホスト側の仕事に当たる清潔の維持を、民泊ではゲストが意識的に行わなければならない。

**STEP-3 衛生環境の維持** P-7

**STEP-3 「衛生環境の維持」**

**③ 清潔の維持**

手がよく触れるところ、たとえばテーブル、ドアノブ、トイレなどは1日1回以上、消毒用アルコールで消毒します。体液や排泄物による目に見える汚れがある場合は、消毒液（希釈した次亜塩素酸ナトリウム（漂白剤））に浸した使い捨て出来るキッチンペーパーなどで拭きます。漂白剤を使用した場合、金属はさびてしまう可能性があるため、消毒で拭いたあとに水拭きをおこなってください。

「ゲストにお願いです—」  
民泊ではゲストが長期的に滞在し、ゲスト自身で調理をすることがあります。その期間は、部屋の掃除や食材、備品の管理をゲストがすることになります。「清潔の維持」にはゲストの協力が欠かせません。

「ホストにもお願いです—」  
ゲストが自身で清潔を維持できるように、用具の準備や清掃の段取りなどを、

トイレ、ドアノブ、手すり、スイッチ、床、たたみ、キッチン、洗面所、シャワー、風呂、テーブル、床、マスク、手袋、ゴーグル、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム希釈液

一般に、インフルエンザウイルスに有効な消毒方法として、熱水やこれらの薬品での清拭、あるいは浸漬が推奨されています。

- 80℃の熱水で10分間
- 0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウム液
- 消毒用エタノール
- 70%イソプロパノール

ほこりや汚れを洗浄液で除去してから必ず使い捨て手袋とマスクを着用してください。感染が疑われる人と接触する時やその持ち物に触るときは、目の保護から感染しないために、できればゴーグルを。

**食の注意点**

ゲストが入院でなく経過観察という状態で民泊に居る場合は、

感染を広げないため「個室」を用意したい、できるだけ対面や接触をさけるように。

感染の可能性のある人と食事する際は、食器の共用は避けます。別々に盛り付けて大皿からの取り分けはしない。使用後の食器は、消毒液に5分以上浸した後、流水の洗浄をおこなえば、他人への使用は可能です。

**住の注意点**

ウイルスは環境中に放出されて付着すると、一定期間は感染力を持ち続けると考えられており、接触感染や空気感染の可能性がります。

▲とくに感染が流行しているときは、備品や衛生用品、室内環境の消毒と衛生管理が重要になります。

**衣の注意点**

衣類・寝具は共用も避けます。次類・布団や枕カバーは、下痢、嘔吐など体調が崩れている可能性がある場合は、80℃・10分以上の熱湯消毒をして、通常の洗濯を行います。薄めた次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.02%で使用）も有効です。（色落ち・留意）他の人の分と分けて洗濯しましょう。

図7 パンフレット試案 (P-7) STEP-3「衛生環境の維持」

さらに、前年度までの調査<sup>1)</sup>では、ホスト側にも衛生環境の維持に対する意識が低い事例も散見されている。そこで、「清潔の維持」に絞って、ウイルス対策を念頭に、代表的な清潔の維持についての場所と方法を示した。

(6)「医療につながること：地域資源につながる方法」の内容

STEP-4 医療受診の手順

民泊事業においては、家主不在型だけでなく地域への新規参入者なども含めて、地域医療へつながるルートが確立していないものが多い。また、「感染疑い」や「検査希望」のように明確な感染状況が出ていない段階では、保健所や医療機関の対応には限界があることが判明した。さらに、多言語に対応できる相談窓口の存在は、ゲストもホストも情報を得ていない場合が多い。

**STEP-4 医療受診の手順** P-8

**STEP-4 「医療受診の手順」**

**④ 医療につながる**

**ゲストの皆さま**

訪日外国人ゲストの方は、[日本政府観光局(JNTO)]に電話、またはホームページに連絡して、地域の対応可能な医療機関の紹介を受けてから、受診してください。

邦人ゲストの方は、厚生労働省や自治体の相談窓口と連絡し、旅行先での対応可能な医療機関の紹介を受けてください。

**ホストの皆さま**

ホストの方は、日頃から自治体や周辺地域の情報を得て、感染症対応、多言語対応が可能な医療機関を把握しておいてください。あなたの民泊の「かかりつけ医」として、

多言語対応の相談窓口

▼電話相談(多言語対応)

**[日本政府観光局(JNTO)]外国人旅行者向けコールセンター**  
050-3816-2787  
→緊急時(病気、事故等)、災害時案内、および一般観光案内など  
→対応時間:365日、24時間/対応言語:英語、中国語、韓国語、日本語

▼ホームページ検索(言語切替)—日本語・English・中文(简体字)・中文(繁体字)・한국어—

**[日本政府観光局(JNTO)]日本を安心して旅していただくために「具合が悪くなったとき」**  
[https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html)  
→【医療機関検索】(医療機関のかかり方)[主な症状と診療科目]  
→【具合が悪くなったときに役立つガイドブック】(日本語・英語・中国語(繁体・中国語(简体)・韓国語・タイ語)版

**[厚生労働省]医療機関情報提供制度(医療情報ネット)について「都道府県情報提供ネット」**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_jryou/ryou/teikouseido/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jryou/ryou/teikouseido/index.html)

▼電話案内(国内)

**[厚生労働省]感染症・予防接種相談窓口**  
HPVワクチン含む予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症全般。  
03-5276-9337  
→受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始は休み)

**■緊急時の救急車コール[119]**  
訪日外国人のための救急車利用ガイド  
<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post1.html>  
(参考)▼新型コロナウイルス【厚生労働省】  
フリーダイヤル:(0120)565653(午前9時~午後9時)  
【帰国者・接触者相談センター】  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/covid19-kikokuyasessyokusya.html>

**受診の注意**

医療機関に向かう移動手段について医療機関の指示を受けてください。不特定多数の人と接触する公共交通機関は避けて、タクシーなどを了解を得て利用してください。

【健康チェックシート】を相談機関、医療機関に提出してください。感染を疑ったら、移動経路と濃厚接触者を記録するため、「渡船履歴」も記入してください。

民泊の衛生環境を維持するため、受診することになったら、民泊管理者にも連絡を入れてください。

図8 パンフレット試案 (P-8) STEP-4「医療受診の手順」

ここでは、国レベルの多言語対応窓口を示しているが、感染症流行時では対応しきれないと思われるため、ホスト側で、地域にある、特に多言語対応可能な窓口を平常時から把握し、常にゲストに提供できる状態にしておく必要がある。そうしたルートを確認しておくことが、衛生管理手法の普及という目的にとっても今後の課題となる。

#### D. 考察

今回の試案では、民泊利用の多くがSNSを通じていることから、より深い情報入手はSNSあるいはNETを通じても可能である層が多くを占めると考えて、HTTPアドレスを示すことで詳述に変えたものも多い。ただし、家主の中にはSNSなどになじみの薄い年齢層の人も多いと考えられる。より広範で地元に着した情報などを把握してもらうためには別の方策も必要といえる。パンフレット形式の良否も含めて、普及に向けての検討課題となる。

また、パンフレット形式のため、一方向の情報提供になるという限界がある。これまで現場でのヒアリングなどで、特に訪日外国人などのゲスト側や、住宅家主など宿泊事業に経験のない個人や事業者、あるいは他地域から民泊を目的に参入してきた事業者や個人などのホスト側から、地域資源や地域の公的機関などとの双方向の情報交流への希望が聞かれている。特に今回のような緊急事態に直面すると、その必要性が高まる。新型コロナウイルス感染対策だけでなく、毎年の自然災害、気象災害時での経験からもこうした意見が多い。双方向の情報交流を可能にする方策は今後の課題である。

さらに、パンフレット配布後の意見交換で指摘されていたこととして、民泊の空間的、設備的な衛生管理技法を確立する必要があり、ホスト側の課題対応の役割を明確に規定する必要

があると考えられる。新型コロナウイルス対策で、日常的な手洗いやマスクなどの個人レベルでの衛生管理はかなり浸透してきていると考えられるため、その先にある環境そのものへの衛生管理の技法について、日常的な衛生環境づくりを進めていける技術指針が求められている。そのため、日常的な個人の衛生管理とは別に、「密集」回避や換気、清掃を含めた空間環境の管理技法を取り上げていく必要が示されている。その後の保健所からの意見でもこの事項に対するより詳細な情報提供を希望する指摘が出ており、宿泊業の経験のない民泊参入者からも、どのような課題がどこに現れるのか、という知見と不具合の発見方法、その時の対応策などについて、不安がある旨の話を聞いている。特に「換気」に関しては、窓や換気扇などの空間条件、通風ルートの有無、周辺環境条件など、ホスト側の理解と具体的な対策が必要となる。より現場に即しての対応策の提示が必要といえる。特に民泊では室内空間や周辺環境などが非常に多岐にわたり、不安定な状態のものも多いため、より詳しく多様な衛生を必要とする環境に対応した知見を検討する必要がある。今後の課題とする。

もう一つ、今回の新型コロナウイルス感染問題では、感染疑いの人をどのように隔離し、医療検査機関に移送するのか、また自宅待機として民泊がどのように、どこまで対応できるのかなどについて、現場からも疑問が上がっている。緊急時の衛生管理技法についても検討していく必要がある。

#### E. 結論

パンフレット試案は各保健所に配布し終わった段階であり、各保健所が新型コロナウイルス対策に追われている現状では、その課題抽出にまで至っていない。順次情報を入手しつつ、

あわせて民泊現場での具体的な衛生環境維持についての課題を抽出する必要がある。

パンフレット試案作成段階においても、特に空間的な環境を守る方法についての指針をより明確に示していくことが今後の重要な課題として見出されてきた。

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

#### 【参考文献】

- 1) 阪東美智子. 研究代表者. 厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業「民泊サービスにおける衛生管理等に関する研究」(H29-健危-一般-005),平成 29～30 年度 総合研究報告書. 2019